

## 越前市広報紙及びホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、越前市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、市が発行する広報紙「越前市広報」（以下「広報紙」という。）及び市が作成するホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告掲載の基準を定めるものとする。

(広告掲載対象外広告)

第2条 要綱第3条第1項に規定する事項の詳細は、次のとおりとする。

(1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの

例えば、次のようなものをいう。

ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの

イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの

オ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業に該当するもの

(3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの

(4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの

例えば、次のようなものをいう。

ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの（選挙広告含む。）

イ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（政党広告含む。）

ウ 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの

エ 特定の意見の主張又は特定の個人の宣伝を主たる目的とするもの

オ 国内世論が大きく分かれているもの

(5) 公序良俗に反するおそれのあるもの

例えば、次のようなものをいう。

ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等を推奨し、肯定又は美化したるもの

イ 醜悪、残虐、猟奇的である等、公衆に不快感を与えるおそれのあるもの

- ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
- エ その他社会的秩序を乱すおそれのあるもの
- (6) 虚偽又は誇大な表現で不適切なもの
- 例えば、次のようなものをいう。
- ア 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの
- イ 非科学的なもので、利用者を惑わせたり不安を与えるおそれのあるもの
- (7) 市の公共性若しくは中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの
- 例えば、次のようなものをいう。
- ア 編集記事とまぎらわしい体裁・表現で広告であることが不明確なもの
- (8) 市が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- 例えば、次のようなものをいう。
- ア 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの（国、地方公共団体その他公共の機関が別に認証等を行っている商品やサービス等に係るものを除く。）
- (9) 第三者を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
- 例えば、次のようなものをいう。
- ア 他の者をひぼう、中傷若しくは排斥し、若しくは他の者の名誉又は信用を毀損し、若しくは業務を妨害するもの又はこれらのおそれのあるもの
- イ 人種・性別・心身の障害等に関する差別的な表現、その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したものの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はこれらのおそれのあるもの
- (10) 情報の真偽及び出所が明確でないもの
- 例えば、次のようなものをいう。
- ア 代理店、副業、内職、会員の募集等でその目的、内容又は責任の所在が不明確なもの
- イ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が不明確なもの
- ウ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容又は施設が不明確なもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの
- 例えば、次のようなものをいう。
- ア 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- ・水着姿、下着姿及びその他日常生活上で必要以上に肌を露出しているもの
  - ・ギャンブル等を肯定するもの（公営を除く）
- イ 犯罪を誘発するもの、またはそのおそれがあるもの
- ・銃砲刀剣類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条に規定す

- る銃砲及び刀剣類をいう。) およびその他の危険物に関するもの
- ・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第2条第2項三十八に規定する郵便物受取サービス事業（私設私書箱事業）及び電話受付代行業等に関するもの
- ウ 消費者保護(被害の未然防止及び拡大防止)の観点から適切でないもの
- ・ 投機を著しくあおる表現のもの
  - ・ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- エ 美観風致を害するおそれがあるもの
- オ 詐欺的なもの、又はいわゆる不良商法とみなされるもの
- カ 通貨又は郵便切手の複写を使用するもの
- キ 謝罪、釈明等のもの
- ク 尋ね人、養子縁組等のもの
- ケ 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの
- コ デザイン及び色彩が著しくけばけばしく広告媒体との調和を損なうもの
- サ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

(広告の掲載内容等)

第3条 次の各号について、広告掲載の際、注意を要するものとする。

- (1) 各広告の掲載においては、原則、「広告主名称」「連絡先電話番号」は明記すること。  
なお、ホームページへの広告の場合は例外とする。
- (2) 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。  
(例)「メーカー希望小売価格の30%引き」等
- (3) 比較広告は、主張する内容が客観的に実証されていること。(根拠となる資料が必要)
- (4) 無料で参加・体験できるものであっても、費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。  
(例)「昼食代は実費負担」、「入会金は別途」等
- (5) 広告原稿にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、契約代理店において著作権及び肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は、広告主の負担とする。

(広告掲載にあたっての付記事項)

第4条 当該広告が民間事業者等の広告であることを明確にするため、広報紙は上部隅に「広告ページ」を明記すること。ただし、広告媒体及び広告掲載枠の大きさ等により、記載場所・内容等についてはその都度、協議、決定するものとする。